

## さくら市農業委員会総会議事録（令和２年１２月定例総会）

1. 開催日時 令和２年１２月２２日（火）午後１時３０分から午後２時１５分

2. 開催場所 さくら市役所第２庁舎２階第１・２会議室

3. 出席委員（１８人）

会長	１８番	齋藤 敏一
会長職務代理者	１９番	石田 多美子
委員	２番	古澤 一郎
	３番	小林 功
	５番	伊藤 喜章
	６番	片岡 純雄
	７番	小菅 和彦
	８番	小林 薫
	９番	大谷 伸二
	１０番	加藤 幸治
	１１番	関 誠
	１２番	千野根 友治
	１３番	柴山 昇
	１４番	石原 功江
	１５番	石塚 良男
	１６番	小林 義和
	１７番	七久保 勉
	２０番	手塚 智枝子

4. 欠席委員（０人）

5. 議事日程

第１	議事録署名委員の指名
第２	議案第１号 農地法第３条の規定による許可申請について
	議案第２号 農地法第４条の規定による許可申請について
	議案第３号 農地法第５条の規定による許可申請について
	議案第４号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見 について
	報告第１号 農地法第１８条第６項の規定による通知について
	報告第２号 農地法第３条の３第１項の規定による届出書について

追加協議第1号 農業委員の欠員補充について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 野中 剛  
 係長 大山 昌良  
 主査 檜原 史郎  
 主事 石原 宏哉

7. 会議

事務局	野中	<p>定刻になりました。</p> <p>本日の出席委員は18名で、欠席はありませんので、定足数に達しており総会は成立いたします。</p> <p>では、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。</p>
会長	齋藤	<p>皆さんこんにちは。年末の大変お忙しい中、ありがとうございます。また、人農地プランの実質化の取り組みの中では多くの農業委員の方が積極的に活躍されているということで大変お疲れ様でございます。今年は、7月に農業委員が入れ替わりまして特に新たに農業委員になられた方はこういうコロナ禍の中で満足な研修もできないという中で任務遂行を強いられるということで大変なご苦勞があったとお察し申し上げます。そして、そんな中でもしっかりと任務を遂行されているということで心から敬意を表したいと思います。今日は、今年最後の総会ということになりますけれども、終わり良ければすべて良しということもありますので、今日の総会を一年の締めにあつさわしい総会にさせていただきまよう心よりお願いいたします。</p> <p>それではただ今からさくら市農業委員会12月定例総会を開会いたします。</p>
事務局	野中	<p>それでは、さくら市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、会議に先立ちまして、11月定例総会において承認されました常設審議委員会にかかる第5条の規定による許可2件申請者株式会社〇〇及び申請者株式会社〇〇につきまして、栃木県農業会議に諮問したところ11月27日付けで許可相当の答申に基づき許可書の交付を行いましたのでご報告いたし</p>

		<p>ます。</p> <p>次に、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。</p> <p>はじめに、第1調査会の委員長からお願いいたします。</p>
2番	古澤	<p>本日午前10時より1名欠席のもと書類審査および現地調査を行いました。本日の案件は議案第3号が1件であります。後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>次に第2調査会委員長の報告をお願いいたします。</p>
7番	小菅	<p>本日午前9時30分より全員出席のもと書類審査および現地調査を行いました。案件といたしましては第1号議案1件であります。後ほど担当委員から説明がありますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	齋藤	<p>次に第3調査会委員長の報告をお願いいたします。</p>
17番	七久保	<p>本日午前10時より2名出席のもと書類および現地調査を行いました。案件として議案第1号1件、議案第3号2件、合計3件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>次に第4調査会委員長の報告をお願いいたします。</p>
6番	片岡	<p>本日午前9時40分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしまして議案第2号が1件、議案第3号が2件、計3件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますので、ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは議事に入る前に議事録署名人を指名いたします。14番の石原功江委員、15番の石塚良男委員を指名いたします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。</p> <p>番号1番について事務局の説明を求めます。</p>

事務局	石原	<p>(議案第1号番号1番について、朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
9番	大谷	<p>案内図1-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>この土地につきましては土地改良の時代から1枚になっていたようでして、その部分を今まで譲受人の〇〇さんが耕作をしていたそうです。ここ2~3年前に売買の話がありまして了解はしていただいたということで今回の申請に至ったという次第であります。</p> <p>本日の調査会におきまして、申請の内容を確認したうえで現地調査を行ってまいりました。問題ないと判断しておりますのでご審議のほどよろしくお願ひしたいと思います。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第1号番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第1号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>(議案第1号番号2番について、朗読して説明する。)</p> <p>この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。</p>

		以上です。
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
11番	関	案内図1-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。 〇〇さんは、現在仕事をしながら自作地で水稻栽培を行っております。今回、△△さんの宅地を購入するにあたりまして農地があることを知り、この機会に農業の規模拡大を図り農業をしたいと考えて農地を購入することになりました。 購入する農地には作付け条件の悪い農地がありますので心配な点がございますが、現在すでに△△さんの宅地で生活しており農業への意欲を持っていること、また、農業機械も備わっておりますので今後において耕作していくことが認められるものと考えております。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。  【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。 議案第1号番号2番について承認される方の挙手を求めます。  【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第1号番号2番については、原案どおり承認されました。 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。 番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	檜原	(議案第2号番号1番について朗読して説明する。) なお、農地区分は、農地の集团的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「農業用施設」であり、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。

議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
6 番	片岡	案内図 2 - 1 をご覧ください。(申請の場所を説明する。 申請者は機械を多く持っていて、屋敷の中も置くスペースがないということで自宅からすぐの畑を敷砂利にして建物も何も建てないでそのまま置場にするということなので周りの農作物にも影響もありませんし、周りの環境にも影響がないということをして 15 日に地元推進委員と確認してきて問題ないということになりました。 どうかご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。  【異議なしの声あり】
議長	齋藤	異議なしの声以外にないので、採決に入ります。 議案第 2 号番号 1 番について承認される方の挙手を求めます。  【全員挙手】
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第 2 号番号 1 番については、原案どおり承認されました。 次に、議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題に供します。 番号 1 番について、事務局の説明を求めます。
事務局	檜原	(議案第 3 号番号 1 番について朗読して説明する。 なお、農地区分は、農地の集団的広がりがある 10ha 以上の農地の区域内にありますので、第 1 種農地と判断しますが、不許可の例外「仮設工作物の設置その他一時的な利用に供するために行うもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。

10番	加藤	<p>案内図3-1をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申請者はこのたび園舎の建替え期間中、職員の臨時駐車敷地として一時利用する案件でございます。期間は令和3年4月30日まででございます。駐車台数は20台でございます。周辺農地への影響、被害防除対策については雨水は敷地内自然浸透処理、日照通風等は問題ないと考えます。なお、今回の手続きが遅れたことに対しましては始末書が提出されております。</p> <p>以上、本日の調査会におきまして申請内容を確認したうえで現地調査を行いましたが無問題と判断しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。議案第3号番号1番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号1番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして、議案第3号番号2番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第3号番号2番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がり約1.2haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、土地の選定経過書等により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
9番	大谷	<p>案内図3-2をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>本申請は有限会社〇〇が賃貸借により太陽光発電設備として</p>

		<p>転用する案件でございます。申請者の有限会社〇〇は△△市に本社を置き自動車の販売修理を主な事業としていましたが、近年再生可能エネルギーに注目して太陽光発電による売電事業を始めたという形であります。</p> <p>転用行為の必要性と土地の選定理由としては、申請地は日当たりがよくて面積、周辺の環境等においても好条件であり土地の所有者から土地を借り受けることができることとなったため今回の申請に至っております。</p> <p>土地の利用計画につきましては、申請地に太陽光パネル124枚を設置し、最大出力38.5kW、年間発電量65795kWを確保しようとするものであります。</p> <p>資金計画につきましては、総事業費896万7千円強になります。金融機関の残高証明書が添付されております。</p> <p>本日の調査会において申請の内容を確認したうえで現地調査を行いまして問題ないと判断しておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願ひいたします。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。議案第3号番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号2番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第3号番号3番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第3号番号3番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集团的広がりが約0.5haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>



議長	齋藤	担当委員の説明をお願いします。
1 2 番	千野根	<p>案内図 3-3 をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>転用行為の必要性ですが、現在アパートに家族 3 人で暮らしており、子供の成長に伴い現在の部屋数では手狭になり新築する計画を立てました。母に相談したところ母の所有地で母の実家に隣接する申請地を建築地として利用して良いとの承諾を得たので申請に至りました。</p> <p>土地の選定理由ですが、既存宅地に接続しているため他の土地の選定はしておりません。申請地は母の実家に隣接しており、すぐに実家との行き来が可能ですので新築するにあたり最適の土地と判断いたしました。</p> <p>土地の利用計画ですが、一般住宅 1 棟、平屋建て、駐車場 2 台分を確保いたします。整地のみで切土は行いません。取水については既存宅地上水を分水。排水については浄化槽の設置により宅内で処理します。雨水の処理ですが敷地内にて浸透処理です。</p> <p>資金計画といたしまして、土地造成費 1 5 0 万円、建築費 1 3 5 0 万円、合計 1 5 0 0 万円です。全額融資にて残高証明書も添付されています。</p> <p>周辺農地への被害防除対策ですが、北側・東側は宅地、西側は道路、南側は水田です。周辺には土羽等を設置して土砂等の流出を防ぎます。日照・通風・耕作道に影響はありません。</p> <p>先日 1 9 日に最適化推進委員と本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いましたが無問題と判断しております。以上のような状況でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。</p> <p>議案第 3 号番号 3 番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第 3 号番号 3 番については、原案どお

		<p>り承認されました。</p> <p>続きまして議案第3号番号4番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第3号番号4番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集団的広がりがある10ha以上の農地の区域内にありますので、第1種農地と判断しますが、不許可の例外「住宅で集落に接続して設置されるもの」であり、土地の選定経過書等により代替性の確認も取れておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
6番	片岡	<p>案内図3-4をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>申請者は、現在母親と同居しているんですけど、今住んでいる家も古くなってきていますし、また、独立して一戸建ての住宅を新築したいと考えているそうです。当初は分譲地などを探していましたが適当な場所がないということで、母所有の田んぼが近くにあったので、将来母親が高齢になり介護が必要になってもすぐに対応できるということでこの場所を選んだとのことでした。</p> <p>日照・通風の影響はありません。平屋なので問題ないと思います。汚水処理なんですけど合併浄化槽で処理して敷地内に浸透。雨水は敷砂利をし敷地内に浸透。取水なんですけど西側市道にあるさくら市の上水道から引き込むということです。</p> <p>資金は全額融資を得るとのことです。</p> <p>転用にあたっては付近の農地、作物、家畜等への被害が生じないように十分注意するということで、本日調査会で確認してきましたし、15日に地元推進委員と確認した結果、問題なしということです。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号4番について承認される方の挙手を求めます。</p>

		<p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号4番については、原案どおり承認されました。</p> <p>続きまして議案第3号番号5番について事務局の説明を求めます。</p>
事務局	檜原	<p>(議案第3号番号5番について朗読して説明する。)</p> <p>なお、農地区分は、農地の集団的広がり約0.05haで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。</p> <p>以上です。</p>
議長	齋藤	<p>担当委員の説明をお願いします。</p>
8番	小林	<p>案内図3-5をご覧ください。(申請の場所を説明する。)</p> <p>転用行為の必要性は、譲受人は現在アパートで妻と子供1人の計3人で生活しております。今後、子供の成長を考えまして家が手狭になるということですので、この申請地に念願の住宅を建設したいということで申請に至りました。</p> <p>土地の選定理由につきましては、通勤に便利で現在の居住地に近いことから生活面において大きな変化はなく、また、農地の被害及び集団的農地を侵食するような恐れがないということで最適であるということで選定いたしました。</p> <p>土地利用計画につきましては、建物は木造2階建て、建築面積74.18㎡、駐車場2台分、給水はさくら市公共上水道より取水。排水は合併浄化処理後、宅地内浸透処理です。雨水につきましては宅地内にて浸透処理。その他としまして、申請地の北側に崖があります。その崖につきましては栃木県建築基準条例第6条崖条例というのがありまして申請地458㎡の内の約15パーセントにあたります66.77㎡は建築敷地としては利用できないということになっておりますので実際の有効宅地面積は391.97㎡ということになります。</p> <p>資金計画ですけれども、借入金3400万円を融資で行ないません。</p> <p>周辺農地への被害防除対策につきましては、北側が崖、西側が宅地、南側が道路、東側が墓地ということで全面平坦地でございます。</p>

		<p>ますので土砂の流出する恐れはありません。この転用による周囲の農地・土地への被害もございません。</p> <p>以上のことから何ら問題はないと思われまますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p><b>【異議なしの声あり】</b></p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第3号番号5番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p><b>【全員挙手】</b></p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、議案第3号番号5番については、原案どおり承認されました。</p> <p>次に、議案第4号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。</p>
8番	小林	<p>議案第4号につきましては当事者であるため退席いたします。</p>
議長	齋藤	<p>議案第4号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により当事者8番小林薫委員の退席を許可します。</p> <p><b>【8番 小林薫委員 退席】</b></p>
議長	議長	<p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	石原	<p>この議案は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市が定める農用地利用集積計画及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用配分計画となります。</p> <p>令和2年度第9号 公告予定年月日は令和2年12月28日です。</p> <p>計画の内容といたしましては、利用権設定が新規29件、再設定20件となっております。なお、詳細については、別紙の農用地利用集積計画書のとおりです。</p>

		以上です。
議長	齋藤	それでは質疑に入ります。質問意見等ございましたらお願いいたします。
		<b>【異議なしの声あり】</b>
議長	齋藤	異議なしの声以外にないようですので、採決に入ります。議案第4号について承認される方の挙手を求めます。
		<b>【全員挙手】</b>
議長	齋藤	全員挙手ですので、議案第4号は、原案どおり承認されました。8番 小林薫委員の着席を願います。
		<b>【8番 小林薫委員 着席】</b>
議長	齋藤	次に、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」番号1番から番号18番、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」番号1番から番号4番はお目通しを願います。
議長	齋藤	次に、追加協議第1号「農業委員の欠員補充について」を議題に供します。事務局の説明を求めます。
事務局	野中	<p>ご説明いたします。1番 小池利一委員が12月10日にご逝去されたため、農業委員が定数の19名に対し18名となり、1名の欠員が生じております。この欠員に係る対応について、さくら市長から欠員補充が必要かどうか検討してほしいということですので、ご協議願います。</p> <p>農業委員の欠員に係る対応についてでございますが、欠員補充の取扱いについての法令上の規定はなく、農林水産省から示されている留意事項では、欠員が生じたことにより農業委員会の所掌事務を適切に処理できなくなった場合を除き、1名欠員するごとに委員を補充する必要はないとされております。</p> <p>なお、「さくら市農業委員会の委員の選任に関する規則」においては、第9条第1項で市長は委員の欠員が生じた場合は、その補充に努めるものとする。となっており、同条第2項では欠員が</p>

		<p>定数の3分の1を超えたときは速やかに委員を補充しなければならないとなっております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、ただいまの事務局からの説明について、質問意見等ございましたらよろしくお願いいたします。</p>
8番	小林	<p>第3調査会の意向はどうなんでしょうか。</p>
議長	齋藤	<p>それでは第3調査会で何か意見等ございましたらお願いいたします。</p>
17番	七久保	<p>小池委員の訃報には大変びっくりいたしました。12月16日に3人で集まりまして協議いたしました結果、小池委員の仕事を3人で分担して頑張っていこうというような結論に至りましたので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	齋藤	<p>それでは、ただいま第3調査会から補充は必要ないと思われるというご意見がありました。皆さんいかがでしょうか。</p> <p>【意見なし】</p>
議長	齋藤	<p>特にないようでしたら、ただいま第3調査会の七久保委員の募集はしないということで良いかどうかの裁決を行いたいと思うんですがよろしいでしょうか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>
議長	齋藤	<p>異議なしの声以外にないようですので、採決を取りたいと思います。小池委員の補充は行わないということでよろしいという方は挙手をお願いいたします。</p> <p>【全員挙手】</p>
議長	齋藤	<p>全員挙手ですので、追加協議第1号については、農業委員の欠員補充をさくら市に求めないということで可決いたしました。</p> <p>本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>以上をもちましてさくら市農業委員会12月定例総会を閉会</p>

いたします。大変お疲れさまでした。

(午後2時15分閉会)